

旅行業等登録申請書類一覧表（滋賀県）

（○：必須 △：該当する場合に添付）

※ 登録手数料令和元年10月1日改定

	旅行業						旅行者代理業 新規登録		留意事項		
	新規登録		更新登録		変更登録		法人	個人			
	法人	個人	法人	個人	法人	個人					
登録手数料	20,000円		16,000円		10,000円		13,000円		窓口キャッシュレス決済またはウェブ事前登録方式コンビニ決済。		
登録申請書(1)	○	○	○	○	○	○	○	○			
登録申請書(2)	△	△	△	△	△	△	△	△	営業所が複数ある(「主たる営業所」以外にも営業所がある)場合。		
登録申請書(3)			△	△	△	△			自社に所属する旅行者代理業者がある場合。		
添付書類											
1	定款または寄附行為		○		○				○	「目的」は、「旅行業」または「旅行業法に基づく旅行業」とする。 (旅行者代理業の場合は「旅行業法に基づく旅行者代理業」) 最新のものを提出すること。(定款等の内容を変更している場合は、変更後の全文を提出。作成していない場合は、変更前の全文に、総会議事録等、変更内容がわかるものを添付すること。)	
2	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○		○				○	最新の内容の「履歴事項全部証明書」の原本を提出すること。	
	住民票			○		○			○	最新の内容の「住民票」の原本を提出すること。	
3	役員欠格事項に該当しない旨の宣誓書		○	○	○	○			○	○	法人の場合は、監査役を含む全役員分が必要。 個人の場合は代表者(本人)分のみ。いずれも本人自署のこと。
4	旅行業務に係る事業の計画		○	○	○	○	○	○	○	○	第3種または地域限定旅行者が募集型企画旅行を実施する場合は、営業区域に限られるので、留意のこと。
	・航空券発券に係る契約書の写し		△	△		△	△				「10.手配の確実性を称する契約先」に該当がある場合に添付すること。
	・海外手配業者等との契約書の写し		△	△		△	△				
5	旅行業務に係る組織の概要		○	○	○	○	○	○	○	○	全部門を指揮命令系統別に図示し、旅行業務を取扱う部局、選任した旅行業務取扱管理者を明示すること。
6	最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書		○		○		○				法人設立後、最初の決算期を終了していない場合は、会社設立時の開業貸借対照表に、価額を証明できる書類を添付すること。
	財産に関する調書			○		○		○			預貯金等を計上したときは金融機関の残高証明書、不動産を計上したときは固定資産評価証明書または鑑定評価書(共有名義の場合は持分割合が記載されたもの)など、価額を証明できる書類を添付すること。
7	最近の事業年度の納税申告書の写し等		○	○	○	○	○	○			法人の場合は法人税(国税)、個人の場合は所得税の確定申告書(添付書類を含めた全ページ)の写し。電子申告の場合は受信結果通知を印刷したものを添付すること。 公認会計士または監査法人による財務監査を受けている場合は、当該監査証明に係る書類でも可。
8	旅行業協会の発行する入会確認書または入会承認書(原則、旅行業協会から滋賀県に直接提出される)		△	△							旅行業協会に加入し、登録後直ちに協会の保証社員になる場合。
9	旅行業務取扱管理者選任一覧表		○	○	○	○	○	○	○	○	合格証等の記載事項に変更がある場合は、戸籍抄本等、同一人物であることがわかるものを添付すること。
	・旅行業務取扱管理者の合格証または認定証の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	
	・旅行業務取扱管理者の履歴書		○	○	○	○	○	○	○	○	
	・旅行業務取扱管理者の欠格事由に該当しない旨の宣誓書		○	○	○	○	○	○	○	○	
	・旅行業協会が実施する「旅行業務取扱管理者定期研修」の修了証の写し		○	○	○	○					直近5年以内に、旅行業務取扱管理者試験に合格した者については提出不要。
10	事故処理体制についての書類		○	○	○	○					自社の事情に応じた実質的に対応できる処理体制を確立すること。 登録行政庁を含め、連絡先は最新のものに更新すること。
11	旅行業約款(標準旅行行約款と同一のもの)		○	○		○	○				特別の理由がある場合を除き、標準旅行業約款を使用すること。
12	営業保証金供託書または 弁済業務保証金分担金納付書の写し		○	○	○	○	○	○			直近の取引額報告書による供託額・納付額を満たしたものの。 新規登録の場合は、登録通知後14日以内に提出すること。
13	旅行者代理業業務委託契約書の写し								○	○	